



2020年4月からたばこのルールが変わっています

改正健康増進法が2020年4月から全面施行され、屋内は原則禁煙になっています。

※東京都など各自治体の個別の条例もあります。

飲食店の屋内は、決められた場所以外は禁煙に。
お店の外から「標識」でわかるようになっています



喫煙専用室あり
Designated smoking room available

「喫煙」には、加熱式たばこもあつこととなります。



加熱式たばこ専用喫煙室あり
Designated heated tobacco smoking room available



喫煙可能室あり
Smoking room available

「喫煙」には、加熱式たばこもあつこととなります。



喫煙目的室あり
Smoking room available

「喫煙」には、加熱式たばこもあつこととなります。

※客席面積 100㎡以下かつ資本金 5,000万円以下の既存店舗のみ

※喫煙を嗜むバー・スナックなど

20歳未満の方は喫煙エリアへの立入禁止



20歳未満の方は、喫煙を目的としない場合でも、喫煙エリアへは立入禁止です。



罰金あり! 禁煙エリアでタバコを吸うと**最大30万円!**



2020年、受動喫煙のない社会を目指して

～たばこの煙から子ども達をまもろう～

世界保健機関 (WHO) が制定して 32 回目になる記念日です。厚生労働省は世界禁煙デーに始まる 1 週間を「禁煙週間」と定め、さまざまな活動を行うほか、世界中で禁煙につながるキャンペーンが実施されます。

